

## 令和6年度和歌山県教員業務支援員希望者追加登録案内

和歌山県内の公立小・中学校等において、教員の事務作業等の補助を行う教員業務支援員を希望する人を募集します。

### 1 主な職務内容

- (1) 学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷・配布準備
- (2) 採点業務の補助や来客対応・電話対応
- (3) 学校行事や会議、式典等の準備や後片付けの補助
- (4) 各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業
- (5) 子供の健康観察のとりまとめ、消毒作業 等

### 2 応募資格

地方公務員法第16条に該当する人(次のア～エに該当する人)は、受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※登録される方は、「教員業務支援員希望者登録をされる皆様へ」を必読のこと。

### 3 勤務条件等

任用期間	令和6年4月1日以降から令和7年3月31日まで ※ 本人の勤務実績等により、2回まで再度の任用が可能です(最長3年間)。
勤務形態	①週5日(土日・祝日除く)、1日6時間勤務(休憩時間除く) ②週5日(土日・祝日除く)、1日5時間勤務(休憩時間除く) ③週5日(土日・祝日除く)、1日3時間勤務(休憩時間除く) ※ 年間の勤務日数の上限は210日(週当たり実勤務時間は①24.24時間、②20.20時間、③12.12時間)。 ※ 年間の勤務日数の上限は、任用時期により異なります。 ※ 土日・祝日勤務がある場合があります。 ※ 勤務の時間帯及び休憩時間等は配属校により異なります。

報酬等	<p>○基本報酬</p> <p>①日額6,066円～6,618円</p> <p>②日額5,055円～5,515円</p> <p>③日額3,033円～3,309円</p> <p>※ 職務経歴に応じ、報酬額が異なります。</p> <p>※ 上記報酬額に地域手当相当額を含みます。</p> <p>○費用弁償(通勤手当相当分)</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給(1月当たり55,000円が限度)</p> <p>○期末手当(①、②のみ支給)</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条第2項の定めに従い支給(期末手当基礎額に1.225月分を乗じて得た額を年2回(6月及び12月)支給。ただし、在職期間等に応じ支給額が異なります。)</p> <p>○勤勉手当(①、②のみ支給)</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条の2第2項の定めに従い支給(勤勉手当基礎額に1.025月分を乗じて得た額を年2回(6月及び12月)支給。ただし、勤務成績等に応じ支給額が異なります。)</p> <p>○福利</p> <p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険(①、②のみ加入)</p>
休暇	<p>○年次有給休暇:勤務年数に応じ付与</p> <p>○特別休暇:忌引休暇(有給)、病気休暇(無給)等</p>
服務	<p>地方公務員法の規定による</p> <p>※ 法律及び上司の職務上の命令に従う義務、守秘義務、職務専念義務等</p>
条件付採用	<p>採用は、すべて条件付きのものとする。</p> <p>※ 1か月を勤務し、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用</p>

#### 4 希望者の登録等

応募者を「令和6年度教員業務支援員希望者名簿」に登録します。

- (1) 提出書類等 別紙「令和6年度和歌山県教員業務支援員追加登録用紙」
- ※登録用紙記入要領を必読のこと
- (2) 登録方法 郵送、電子メール、FAX
- (3) 受付期間 令和7年1月中旬頃まで
- ※ただし、受付期間終了前であっても募集を終了することがあります。
- (4) 提出先及び問い合わせ先 和歌山県教育庁学校教育局義務教育課
- 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
- TEL:073-441-3709 FAX:073-424-8877
- 電子メール: [e5011001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e5011001@pref.wakayama.lg.jp)
- (5) 任用等 登録用紙の内容と、教員業務支援員の欠員状況等から総合的に判断し面接試験を行います。面接を行う場合は個別に連絡します。すべての登録者の面接を行い、任用するとは限りません。